

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年5月15日

支出負担行為担当官
大分労働局総務部長 竹下 洋介

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度コピー用紙の調達（単価契約）
- (2) 特質 入札説明書及び仕様書による
- (3) 納入期限 入札説明書及び仕様書による
- (4) 納入場所 大分労働局及び管下労働基準監督署並びに公共職業安定所
- (5) 入札方法 入札説明書による

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 「令和07・08・09年度厚生労働省一般競争参加資格（全省庁統一資格）」において、九州・沖縄地域で「商品の販売」の「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 入札説明書の交付を受け、関係書類を提出した者であること。
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 労働関係法令を遵守していること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札書の提出場所及び問い合わせ先
〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階
大分労働局 総務部 総務課 会計第二係 電話 097-536-3211
- (2) 「令和07・08・09年度厚生労働省一般競争参加資格（全省庁統一資格）」の「資格審査結果通知書」の写しを提出の上、入札説明書、仕様書等の交付を受けること。
- (3) 入札説明書交付期限：令和8年5月28日（木） 正午
- (4) 入札参加申込書受領期限：令和8年5月29日（金） 午後4時00分
- (5) 入札書の受領期限：令和8年6月2日（火） 午前9時30分

4 入札、開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年6月2日（火） 午前10時00分
- (2) 場所 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階 大分労働局総務課

5 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システム（政府電子調達（GEPS）（<https://www.p-portal.go.jp/>））により執行する。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た上、やむを得ない事情があると認められた場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

6 入札保証金 免除

7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

8 契約書の作成の要否 要

9 その他

入札参加者は仕様書及び同時に配付する入札説明書等を熟読し、内容承認のうえ参加すること。

以上

入札説明書

本件調達に関し、競争入札に参加しようとする者は、本入札説明書、会計法、その他関係法令及び本件調達に係る入札公告に定めるものを熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 契約件名

令和8年度コピー用紙の調達（単価契約）

2 購入物品、購入物品の数量、納入場所及び仕様

別添「仕様書」のとおり。

購入は随時（年4回の予定）行うため、発注の都度、指定されたコピー用紙の数量を速やか（発注後30日以内）に納品すること。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当しない者であること。
当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で複権を得ない者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (3) 「令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）」において、九州・沖縄地域で「物品の販売」の「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の要件を満たす者であること。
次に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料の滞納がない者であること。
ア. 厚生年金保険 イ. 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ウ. 船員保険
エ. 国民年金 オ. 労働者災害補償保険 カ. 雇用保険
※ 各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 労働関係法令を遵守すること。
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
※ これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記14連絡先に照会すること。

4 参加申込書の提出

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札への参加を認めない。

- (1) 提出期限
令和8年5月29日（金）午後4時00分
- (2) 提出場所
〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階
大分労働局総務部総務課会計第二係

電話 097-536-3211

(3) 提出書類及び方法

①電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
・入札参加申込書（別紙1） ・誓約書（別紙4） ・委任状（別紙2）（※該当者のみ） ・自己申告書（別紙5） ・購入品目・規格適合証明書（任意様式）	スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。（持参もしくは郵送可）

②紙入札による場合

提出書類	提出方法
・入札参加申込書（別紙1） ・誓約書（別紙4） ・委任状（別紙2）（※該当者のみ） ・紙入札参加申出書（別紙3） ・自己申告書（別紙5） ・購入品目・規格適合証明書（任意様式）	持参もしくは郵送により提出すること。

③その他

上記①、②の提出書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した場合は、当該者の入札は無効とする。

5 入札執行の日時及び場所等

(1) 開札の日時及び場所

日時 令和8年6月2日（火） 午前10時00分（午前9時50分から開場）

場所 大分労働局 総務部 総務課（大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階）

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち合いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

① 開札は、入札者又はその代理人を立会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立会わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

(4) 再度入札の取扱

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

6 入札書の提出方法等

入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙4）を提出しなければならない。

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、別紙3の様式により事前に申し出る必要がある。また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

入札金額については、総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

一旦提出した入札書は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しを行うことができない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

令和8年6月2日（火） 午前9時30分（入札公告のとおり）

*電子調達システムに設定されてある日時までとする。（電子調達システムに到着するように提出する

こと。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到達しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。）

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和8年6月2日(火) 午前9時30分 (入札公告のとおり)

② 入札書の提出場所、契約条項を示す場所

〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階
大分労働局総務部総務課会計第二係 電話 097-536-3211

③ 入札書は、別紙様式による「入札書」にて作成し、封筒に入れ封印し、その封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（「支出負担行為担当官大分労働局総務部長」と記載）及び「[〇〇〇〇（入札件名）] 入札書在中」と朱書しなければならない。

なお、入札書の提出は直接持参を基本とすることとし、郵送を希望する場合は後記連絡先まで連絡すること。

7 代理人による入札

(1) 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

(2) 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、入札前（※上記4参照）に別紙2の様式による「委任状」を提出しなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札において他の入札者の代理を兼ねることができない。

8 落札者の決定方法

(1) 本入札は一般競争入札とし、落札者の決定は、原則として、本件入札公告及び本説明書に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断したものであって、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

(2) 入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含んで契約金額を見積るものとする。

(3) 落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

(4) 入札の結果、予定価格の制限内で落札者がいないときは、直ちに再入札に付する。

(5) 競争入札において入札者が無くなった時、又は落札者が無いときは、予定価格の制限内で随意契約をすることができる。

(6) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書（落札通知書）により通知するものとする。

9 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

上記6の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

10 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態であると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 入札時に持参していただくもの

- (1) 令和 07・08・09 年度厚生労働省競争参加資格の「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し
- (2) 入札書（再入札時用）
- (3) 代表者本人が参加する場合は、本人の名刺
- (4) 代表者以外の入札者は、委任状（別紙様式による）

13 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 本入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。また、詳細を記載した内訳書（見積書）を提出すること。
- (3) 入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を契約金額とする。
- (4) 契約書は、大分労働局所定のものを使用し、当局の契約者は、支出負担行為担当官 大分労働局総務部長とする。
- (5) 納品検査終了後、適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。
- (6) 入札結果については公表する。
- (7) 電子調達システムに関する問い合わせ先は、下記のとおりとする。
 - ①F&Q・問い合わせ URL (<https://www.p-portal.go.jp/>)
 - ②電子調達システムヘルプデスク 電話 0570-014-889（ナビダイヤル）
- (8) 人権尊重への取り組み
入札参加者は、入札書の提出（G E P S の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものである。

14 質問事項

その他、仕様等の内容及び入札、契約関係についての疑義が生じた場合は、書面により令和 8 年 5 月 28 日（木）午後 4 時まで下記連絡先まで提出すること。

連絡先 〒870-0037

大分市東春日町 17 番 20 号 大分第 2 ソフィアプラザビル 3 階

大分労働局総務部総務課会計第二係

担当者 福井 龍之介（フクイ リュウノスケ）

電 話 097-536-3211

厚生労働省と契約中の事業者の皆様へ

最近の物価高を踏まえ、厚生労働省は、 価格交渉に誠実に対応します。 まずはお気軽にご相談ください。

価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！

- 1 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
- 2 厚生労働省では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁できるよう、契約締結後の価格交渉に応じています。
- 3 現在の契約金額では、十分な価格転嫁ができない等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までお気軽にご相談ください。

こんな時は、契約に関する通報窓口にご相談ください！

例

- 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

例

- 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。

例

- 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。

契約に関する通報窓口 お問い合わせ先

担当 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

E-mail keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

FAX 03-3595-2121

仕 様 書

1 購入品目及び購入予定数量

(1) 購入品目： コピー用紙

(2) 購入予定数量：(購入単位) A 4 : 500 枚 * 5 冊 / 箱 A 3 : 500 枚 * 3 冊 / 箱

規 格		購入予定数量	
コピー用紙	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の基本方針の「コピー用紙」に係る判断の基準を満たす製品であること。 ただし、白色度及び坪量が下記の範囲内である製品。 白色度 68%～70% 坪量 64g/m ² ～67g/m ²	A 4	3,600 箱
		A 3	100 箱

2 納入場所

別表のとおり。

3 購入品目の仕様

- (1) 購入品目の仕様について、コピー用紙についてはグリーン購入法適合品（ただし、白色度は 68%～70%以内、坪量は 64g/m²～67g/m²以内）を指定することとする。
- (2) 購入予定数量はあくまで予定数であるため、実際の発注で増減がある場合も了承すること。
- (3) グリーン購入法の調達方針、紙価格の変動に係らず、入札金額で納入すること。ただし、急激な紙価格高騰があった場合は別途協議するものとする。
- (4) 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
- (5) その他
 - ① 令和 8 年 5 月 29 日（金）午後 4 時 00 分までに、電子調達システムにおける「証明書・提案書等提出」により、コピー用紙の購入品目が確認できるカタログ等と、その購入品目が規格（グリーン購入法適合品）を満たすことがわかる証明書（様式任意）を提出し、担当者より了承を得ること。これによりがたい場合は、担当者へ直接資料等を持参し確認を受けること。
 - ② コピー用紙の契約単価は、配送運搬費（年 4 回予定）を含むものとする。
 - ③ 発注書に記載された所属ごとの品目及び数量を受注者の責任のもと確認し納品すること。
なお、納品日時は、納入先官署の庶務担当者と必ず事前に調整することとし、原則として午前 9 時から午後 5 時までに納品すること。また、納入において施設の共用部等を長時間占有する可能性がある場合においても、納入先官署の庶務担当者と必ず事前に調整すること。
 - ④ 納品は、梱包されている箱等にわかりやすく記載して表示すること。
なお、別表の納入場所に記載されている「4 大分労働局 職業安定部」については、指定した階ごとに梱包を分けて納品すること。
 - ⑤ 納品を配送業者等に依頼する場合であっても、受注者は本仕様書の条件を満たすよう手配すること。
 - ⑥ 納品時には、納入先官署の担当者から署名もしくは捺印を「受領書」等に受領すること。
納入完了後は、上記受領書をまとめて、大分労働局総務部総務課会計第三係宛に郵送すること。

4 代金の請求及び支払いについて

- (1) 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- (2) 『請求書』の宛名は「官署支出官 大分労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。
- (3) 当方の支払いは、適法な請求書を受領後、30 日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。
- (4) 請求書の提出先及び請求書の詳細については、以下の担当部署に確認すること。
大分労働局総務課 会計第三係
大分市東春日町 17 番 20 号 大分第 2 ソフィアプラザビル 3 階
TEL:097-536-3211

5 入札及び契約事務担当者

大分労働局総務課 会計第二係 福井 龍之介（フクイ リュウノスケ）
大分市東春日町 17 番 20 号 大分第 2 ソフィアプラザビル 3 階
TEL:097-536-3211

(別表)

納入場所

下記所在地の指定された場所に速やかに納品する。

1	大分労働局 総務課	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階 (電話) 097-536-3211
2	大分労働局 雇用環境・均等室	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階 (電話) 097-536-3218
3	大分労働局 労働保険徴収室	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階 (電話) 097-536-7095
4	大分労働局 職業安定部	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3・4・5階 (電話) 097-535-2090
5	大分労働局 労働基準部	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階 (電話) 097-536-3212
6	大分公共職業安定所2階及び3階 (エレベータなし)	大分市都町4丁目1番20号 (電話) 097-538-8609
7	ハローワーク大分OASIS庁舎	大分市高砂町2番50号 OASISひろば21 地下1階 (電話) 097-533-8600
8	別府公共職業安定所1階及び2階 (エレベータなし)	別府市青山町11-22 (電話) 0977-23-8609
9	中津公共職業安定所	中津市大字中殿550-21 (電話) 0979-24-8609
10	日田公共職業安定所	日田市淡窓1-43-1 (電話) 0973-22-8609
11	佐伯公共職業安定所	佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎1階 (電話) 0972-24-8609
12	宇佐公共職業安定所	宇佐市大字上田1055-1 宇佐合同庁舎1階 (電話) 0978-32-8609
13	豊後大野公共職業安定所	豊後大野市三重町市場1225-9 三重合同庁舎3階 (電話) 0974-22-8609
14	大分労働基準監督署	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎2階 (電話) 097-535-1511
15	中津労働基準監督署	中津市大字中殿550-20 中津合同庁舎2階 (電話) 0979-22-2720
16	佐伯労働基準監督署	佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎3階 (電話) 0972-22-3421
17	日田労働基準監督署	日田市淡窓1-1-61 (電話) 0973-22-6191
18	豊後大野労働基準監督署	豊後大野市三重町市場1225-9 三重合同庁舎4階 (電話) 0974-22-0153

(案)
契 約 書

発注者 支出負担行為担当官 大分労働局総務部長 竹下 洋介（以下「甲」という。）と受注者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和8年度コピー用紙の調達（単価契約）（以下「業務」という。）に関し、下記条項により契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、別添『仕様書』に基づき、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第3条 契約単価（消費税額及び地方消費税額を除く。）は、以下のとおりとする。

規格…コピー用紙、グリーン購入法適合品、A4、1箱：500枚＊5冊、A3、1箱：500枚＊3冊

単価（円）…A4、***円 A3、***円

2 契約締結時において、予測し得なかった市場価格の著しい変動があったときは、協議の上、契約単価を変更することができる。その際は、根拠資料を甲に提出すること。

（契約期間及び契約内容）

第4条 本契約の有効期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

2 当該調達品目等の資質、構造、形状、寸法等はすべて『仕様書』のとおりとし、納入期限、納入場所及び検査場所は、次の各号のとおりとする。

- （1） 納入期限 発注日より30日以内。
- （2） 納入場所 『仕様書』のとおり。
- （3） 検査場所 納入場所に同じ。

（契約保証金）

第5条 この契約の保証金は、免除する。

（監督）

第6条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

（検査）

第7条 乙は、業務が終了したときは、甲の指定する検査職員に通知し、立会いの上、検査を受けなければならない。

- 2 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。
- 3 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を

受け、これに合格しなければならない。

(代金の支払)

第8条 乙は、検査終了後、第3条の契約単価に発注数量を乗じた合計金額に、消費税額及び地方消費税額（小数点以下切捨て）を加算した金額を官署支出官大分労働局長に請求するものとする。

2 官署支出官大分労働局長は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅滞料)

第9条 甲は、乙が第4条第2項の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(遅延利息)

第10条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、第8条第2項の期間内に対価を支払わないときは、支払金額について、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算し得られた額（百円未満端数切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、契約金額を上限として、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、第15条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(違約金に関する遅延利息)

第12条 乙が第25条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(危険負担)

第13条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第14条 甲は、第7条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。

(2) 直ちに代金の減額を行うこと。

- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(契約の解除等)

第15条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。
 - (1) 第20条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。
 - (2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
 - (3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
 - (5) 第22条の規定に違反したとき。
- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(費用負担)

第16条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第17条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。))を含む。)に委託することはできない。

- 2 乙は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第18条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。以下同じ)を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

(履行体制)

第 19 条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(納期の延期)

第 20 条 乙は、第 3 項に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

3 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

4 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、第 9 条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

(権利義務の譲渡等)

第 21 条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第 22 条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第 23 条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければ

ならない。

- 6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第24条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第同条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第同条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

- 3 乙は、第1項第3号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第25条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の指示に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第同条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号のいずれかに該当したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負(契約)金額の100分の10に相当する額のほか、請負(契約)金額の100分の5に相当する額を違約金として 甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項及び第6項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

- (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第28条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第29条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人

等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第30条 甲は、第14条第2項、第15条2項、同条第3項、第26条、第27条、第29条第2項及び第33条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第14条第2項、第15条2項、同条第3項、第26条、第27条、第29条第2項及び第33条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第31条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第32条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第33条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第34条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第35条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については大分地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第36条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第15条第2項、第22条、第25条、第28条、第30条、第34条、第35条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大分県大分市東春日町17番20号
大分第2ソフィアプラザビル3階
支出負担行為担当官
大分労働局総務部長 竹下 洋介 印

乙 ○○○○○○
○○○○○ ○○ ○○ 印